

お知らせ

➤ COVID-19最新情報はこちら！

会 ➤ 医師TOP ➤ 特設サイト ➤ 医療・介護経営（日経ヘルスケア） ➤ 日常診療に生かす医療訴訟の教訓

➤ 暴言、強要...病医院が患者・家族を訴えた3事例



日常診療に生かす医療訴訟の教訓

⊕ 連載をフォロー

暴言、強要...病医院が患者・家族を訴えた3事例

2022/03/09

桑原 博道 西岡 宏晃（仁邦法律事務所）

医療安全

医療機関 業務妨害 裁判例

印刷

医療機関の運営や医療従事者の診療において、患者やその家族などから**業務妨害**を受けることがあります。このような業務妨害としては、インターネットの書き込みによるものや、医療機関・医療関係者に対する直接的な行動、発言によるものがあります。後者の直接的な言動による業務妨害に対し、医療機関や医療関係者として、どのような対抗策があるのか、**裁判例**を基に紹介したいと思います（インターネットの書き込みによる業務妨害については別の機会に取り上げる予定です）。



【事例1】患者家族の言動による精神的苦痛に対し損害賠償が認められたケース

A1は、Aクリニックを経営する、内科・循環器科を専門とする医師で、X1は同院の患者です。あるとき、X1がAクリニックの事務員に対し、自宅から持参したメモを見せ、点滴薬の処方および点滴器材の貸し出しを求めました。しかし、事務員は、そのようなことはできないと拒否し、その後、応対に出たB看護師も、同様に応じられないと述べました。すると、X1は「この先生は堅いな」などと不満を述べつつも、一旦は帰っていきしました。

間もなく、X1の息子のY1と、Y1の娘であるY2がAクリニックを訪れ、B看護師や事務員に対し、「なぜ点滴器材を出せないのか」と大声で怒鳴り、A1について「くそ医者」とか「レントゲンもまともに撮れないばか医者」等と発言しました。A1は、最初は外来患者の診察をしていましたが、Y1の大声が受付の隣にある診察室に聞こえたので、その後、受付に出てきました。

A1が、自院では点滴や衛生材料の貸し出しを行っていないことを告げると、Y1はA1に

は「おまえのところのせいで悪くなったんだろう」と述べました。

また、Y2は、A1が処方した薬によってX1の具合が悪くなったとして、「処方についての説明がカルテに書いてあるのか、書いていないのなら言ったことにはならない」「レントゲンや血液検査をしないけど、それはおかしくないか」「今回のことは責任問題である、医者だったら往診して紹介状を書くくらいは当然だ」などと、興奮してA1を非難し、往診するよう要求しました。なお、このとき、Aクリニックにいた他の外来患者は1人だけでした。

A1は、デイケアサービスを行うようになって以後、通常は往診を行っていませんでした。しかし、往診しないとY1らの抗議が続くと考え、往診することにし、外来診療時間中ではあったものの、聴診器を持ち、B看護師を連れて患者宅へ向かいました。その際、B看護師は、業務用のかばんに血圧計等の器材を入れ、カルテを持参しました。

カルテの返還、未払い治療費の支払いも求める

A1は、X1宅において患者を診察し、具合はどうか尋ねると、本人からは「何ともない」という返答がありました。意識レベルに問題はなく、胸部、腹部等の聴診も異常なく、血中酸素飽和度97%、脈拍107回／分、血圧130／80mmHgでした。A1は、直ちに点滴する必要はないと考え、大学病院宛ての診療情報提供書を作成することにしました。

診察を終えた後、A1が先にX1宅を出て、その後B看護師が退出しました。B看護師が帰ろうとした際に、Y2はB看護師に対し、なぜ点滴をしないのかと不満を述べ、B看護師が「A1が紹介状を作成するので、Aクリニックに取りに来てほしい」旨求めても、「紹介状は要らない、診察料も支払わない」旨を述べました。

このとき、A1とB看護師は、患者宅にカルテを置き忘れていました。B看護師は、Aクリニックに帰ってすぐに、そのことに気づき、X1宅を訪れましたが、誰も応答してくれませんでした。また、その後、同日中にAクリニックの別の看護師が患者宅を訪れ、カルテの返還を求めましたが、Y1らはそれに応じませんでした。

A1は、Y1・Y2に対し、カルテの返還の他、業務妨害・信用毀損行為によって受けた精神的苦痛等に対する損害賠償（20万円）を求め、またY1に対し、診療契約に基づき、X1の未払い治療費の支払いを求め提訴しました。

名古屋地裁平成19年12月13日判決は、カルテの返還請求、未払い治療費の請求を容認。さらに、業務妨害による精神的苦痛に対する損害賠償請求については、次の通り判断しました。

Y1らの言動は、医療機関という場で、しかも患者もいる中で、A1の医師としての信用にかかわることを特に根拠もなく怒鳴るなど、通常の患者の要望としてはその態様に度を過ぎた点があり、また、結局A1が外来診療時間中に往診をせざるを得ないような状況となったことからすれば、Aクリニックにおける業務に支障を生じさせ、かつ、A1自身の名誉及び信用を毀損したと考えるのが相当である。

そして、A1は上記Y1らの言動により、精神的苦痛を受けたといえるところ、その損害額としては、Y1らの言動により、外来診療中に往診せざるを得ない状況になったものの、実際にいた患者は少なかったこと、A1が往診に応じたことにより短時間で騒ぎが収まったことなどを総合的に勘案すれば、5万円とするのが相当である。

いて、精神的苦痛に対する損害賠償を請求し、認められました。損害額はわずかですが、損害賠償請求という対抗策があることが分かる点で参考になります。

【事例2】業務妨害行為の差し止め請求が認められたケース

X1（代表者X2）は、形成外科の診療所Aを開設する医療法人です。Aにおいて、患者Yに対し、眼瞼の瘢痕を除去する手術（左右）を行いました。Yは術後の状態に満足せず、トラブルになりました。

Yの面談強要などの業務妨害行為は2年間にわたり、A宛てに「この戦いで死んでもいいと思っている」「解決するまで地獄の底までつきあってもらう」などと記載した封書を送付したり、X2らに対し、「ぶっ殺す」「刺してやる」などの発言をしたりしました。Aの患者らのいる前で大声で怒鳴り、警察官がたびたび出動してもやめませんでした。

Next 脅迫罪、強要罪の成立を認め実刑判決を言い渡す >

123>

連載の紹介

日常診療に生かす医療訴訟の教訓

患者とのトラブルで頭を悩ませないようにするためには、日々の診療で紛争予防を意識した対応をしておくことが欠かせません。本連載では、医療機関側の弁護活動を行う仁邦法律事務所（東京都港区、桑原博道所長）の弁護士が、実際の裁判例も参照しつつポイントを解説します。

⊕ 連載をフォロー

この連載のバックナンバー

暴言、強要…病医院が患者・家族を訴えた3事例

2022/03/09

受付や待合室でのスタッフの会話が元で裁判に

2022/02/09

「標準治療以外の治療」を巡る裁判例の教訓

2022/01/12

「患者には〇〇が説明してくれるから」の落とし穴

2021/12/08

患者に退院・転院を請求できる場合とは

お知らせ

COVID-19最新情報はこちら！

医師TOP

特設サイト

医療・介護経営（日経ヘルスケア）

日常診療に生かす医療訴訟の教訓

暴言、強要...病医院が患者・家族を訴えた3事例



日常診療に生かす医療訴訟の教訓

連載をフォロー

暴言、強要...病医院が患者・家族を訴えた3事例

2022/03/09

桑原 博道 西岡 宏晃（仁邦法律事務所）

医療安全

医療機関

業務妨害

裁判例

印刷

X1・X2は、Yに対して訴訟を提起しました。請求内容は、以下の通りです。

(1) Yに対する損害賠償債務が存在しないことの確認を求める。

(2) Yは、Aに来院して、X1、その役員や従業員に対し、面談強要などの業務妨害行為を繰り返しているので、面談強要行為などの差し止めを請求する。

(3) X2は、Yの行為によって精神的苦痛を被ったので、100万円の損害賠償を請求する。

東京地裁平成15年1月29日判決は、これらについて、次の通り判示しました。

まず(1)については、Yに対する損害賠償債務が存在しないことを確認する、との判断を示しました。

次に(2)に関しては、業務妨害行為の差し止め請求を認めました。裁判所は「医療過誤を含む不法行為を受けたと主張する者は、正当な権利として、裁判外でその損害の回復を求めて交渉し、損害賠償金を請求することが認められる。しかし、こうした権利を行使する方法は、社会的に相当と認められる態様によって行われるべきであって、社会的に相当とされる限度を超えた態様による権利行使は、違法となる」と指摘。X1は、Yの面談強要行為等の業務妨害行為によって、業務の実施において重大な支障を来しており、Yの上記行為の態様などによれば、Yが今後も同様の面談強要行為等に出る可能性は極めて高いものと認められるとし、X1は、その営業権に基づいて、面談強要行為等の差し止めを求めることができるとしました。

Yに対する差し止めの対象となった行為は次の通りです。

- ◎Aへの立ち入り行為
- ◎本件手術をめぐる紛争に関して、民事保全、訴訟または調停の各手続きによらずに、X1の役員、従業員に対して、面接、架電、手紙またははがき等の方法で直接示談交渉することを強要する行為
- ◎X1の役員および従業員の身辺につきまとい、または暴力、脅迫、偽計もしくは威力を

◎ X1所在のビルの敷地内において、大声を張り上げるなどしてX1の業務を妨害したり、信用を毀損したりする行為

(3)のYに対する損害賠償請求について、裁判所は「Yは、Aの院長でもあったX2を含めて、X1の役員や従業員に対し、電話、手紙等で執拗に面談強要行為や脅迫行為等を繰り返し、さらには、X2らに対し『ぶっ殺す』『刺してやる』などの発言を行うという違法な行為によって、X2に対し、多大の精神的不安と苦痛を与えた」と指摘。X2は、Yに対し、損害賠償請求権を有し、X2の精神的苦痛を慰謝するには70万円が相当と認められるとしました。

患者とトラブルになったものの、患者が訴訟を提起してこない場合に、医療機関側が患者に対して損害賠償債務の不存在確認訴訟を提起することは、理論上は可能です。しかし、そうした訴訟で医療機関側の勝訴判決が確定したとしても、単に損害賠償債務がないことが確認されるに過ぎず、業務妨害そのものについての裁判所の判断は得られません。

これに対して、本事例では、「損害賠償債務の不存在」を確認するだけでなく、患者の業務妨害行為に対して、差し止め請求を行い、前述した行為の差し止めが認められたという点で、業務妨害への対抗策として参考になります。また、慰謝料としての損害賠償請求については、70万円の限度で認められており、事例1よりも高額な賠償が認められている点でも参考になります。

【事例3】脅迫罪、強要罪の成立を認め実刑判決を言い渡したケース

Yは、A病院の人工透析センターに通院していましたが、臨床工学科の管理職のX1や臨床工学技士のX2に対し、立腹して長時間にわたり問い詰めることを繰り返すようになりました。

ある日の午後、透析室において、Yは、ベッドの上に座った状態で、その前に立ったX1やX2に対し、「おっ。ワレもの一、おっ、こら一、わしに頭下げての一、の一……謝ったか、謝りゃーせんじゃないか、ずーと、立つとるだけじゃないか、すいません、すいません言うて。どーいうんなら一、わりゃー」「あんたら一、ここおったら、わしがの一、若い衆らで木刀と頭、の一、頭と身体への一、おい、刺さすぞ一。殴りあげて。嫌じゃいうくらい」などと約3時間以上にわたり言い続けました。なお、この場には人工透析センターの看護科長であったBも立ち会っており、BはYをなだめようとしていましたが、Yはこれをはねつけて全く受け入れようとはしませんでした。

その後、A病院において、YはBに対し、「あんた、どっか行きゃーええのよ一。めんどくさい」「わしゃ一、お前おらんにゃーええんよ一」などと長時間にわたり言い続けました。

X2は心身症の診断で休職するようになりました。X1も心身症の診断で休職するようになりましたが、X2、X1を含めた臨床工学技士4人で運営している医療機器管理室が手薄になって機能しなくなるのを避けるため、X1は火曜日と木曜日は出勤していました。

そして、A病院の病院長X3は、Yの言動や、X2、X1の休職等の事情を認識した上で、約1時間以上にわたり、老人保健施設内の相談室において、Yと1対1で話しました。この時、YはX3に対し、「B婦長になってから、ぐちゃぐちゃのめちゃくちゃになっとなんよ」「のお、危機管理がないんか、何がないんか知らんがのお」「どうにか言えーや」「院長と話して、納得したらの、全部抑えてあげるけ一、わしが言よーの」「Bじゃもうダメよ」「自分のことしか考えよらんかいの一病院のこと考えよらんかいの一」「代えれ、バシーツと」「Bの一、遠くへ行かしゃーええんよ」などと言って、Bの配置転換を要求し続けました。

その結果、Bについて人工透析センターの看護科長から看護部長室付看護科長に配置転

Next 民事・刑事の様々な選択肢を知って適切な対処を >

< 1 2 3 >

連載の紹介

日常診療に生かす医療訴訟の教訓

患者とのトラブルで頭を悩ませないようにするためには、日々の診療で紛争予防を意識した対応をしておくことが欠かせません。本連載では、医療機関側の弁護活動を行う仁邦法律事務所（東京都港区、桑原博道所長）の弁護士が、実際の裁判例も参照しつつポイントを解説します。

⊕ 連載をフォロー

この連載のバックナンバー

暴言、強要…病医院が患者・家族を訴えた3事例

2022/03/09

受付や待合室でのスタッフの会話が元で裁判に

2022/02/09

「標準治療以外の治療」を巡る裁判例の教訓

2022/01/12

「患者には〇〇が説明してくれるから」の落とし穴

2021/12/08

患者に退院・転院を請求できる場合とは

2021/11/10

> もっと見る

この記事を読んでいる人におすすめ

お知らせ

COVID-19最新情報はこちら！

医師TOP

特設サイト

医療・介護経営（日経ヘルスケア）

日常診療に生かす医療訴訟の教訓

暴言、強要...病医院が患者・家族を訴えた3事例



日常診療に生かす医療訴訟の教訓

連載をフォロー

暴言、強要...病医院が患者・家族を訴えた3事例

2022/03/09

桑原 博道 西岡 宏晃（仁邦法律事務所）

医療安全

医療機関

業務妨害

裁判例

印刷

この事例について、広島地裁平成21年3月4日判決は、Yについて、脅迫罪・強要罪の成立を認め、懲役1年8カ月の実刑判決を言い渡しました。このうち、まず脅迫罪は、X1・X2に対する言動について成立を認めたものです。また、強要罪は、X3に対し、Bの配置転換に応じなければ要求を続けてA病院の業務遂行を困難なものにし、X3の病院経営や管理能力等の名誉等に対して危害を加えるかもしれない態度を示して脅迫し、X3を怖がらせてBを配置転換する人事異動を決定させたことについて、その成立を認めたものです。

業務妨害について、事例1や事例2は民事事件としての対抗策を示したものでしたが、事例3は、刑事事件としての対抗策を示したものとして参考になります。

民事・刑事の様々な選択肢を知って適切な対処を

以上の通り、医療機関や医療関係者に対する業務妨害について参考となる裁判例を見ましたが、これらの裁判例を総合して得られる教訓は、以下の通りです。

第1に、事例2の判決が述べているように、「医療過誤を含む不法行為を受けた者」に限らず、「医療過誤を含む不法行為を受けたと主張する者」は、正当な権利として、裁判外でその損害の回復を求めて交渉し、損害賠償を請求することが認められます。

そのため、患者や遺族が損害賠償請求をし、これに対応するために時間を割かれたり、精神的苦痛を被ったりしたとしても、原則として「損害賠償請求をされたから」ということのみで、医療機関が患者・遺族に対して請求の差し止めを求めたり、医療関係者が損害賠償請求したりすることはできません。これらの請求をしても否定され、その結果、かえって医療機関や医療関係者のほうが苦境に陥ることが考えられます。

第2に、事例1や事例2の判決が述べているように、患者などが裁判外で損害の回復を求めて交渉し、損害賠償を請求する権利の行使は、社会的に相当と認められる態様によって行われるべきですので、社会的に相当とされる限度を超えた態様による権利行使は、違法

そのため、こうした態様の発言や行動によって被った精神的苦痛に対しては、その程度により金額は異なりますが、慰謝料という名目での損害賠償請求が認められます。さらに、そうした限度を超えた発言や行動が繰り返されているようであれば、事例2の裁判例にあるように、立ち入り行為や面談強要、業務妨害の差し止め請求も認められます。

第3は、立ち入り行為や面談強要、業務妨害の差し止め請求は法人・事業主個人とに行えますが、事例1や事例2の裁判例にあるように、慰謝料という名目で損害賠償請求するのは、医療関係者個人となるという点です。

医療機関（法人）が、業務妨害について損害賠償請求をするとなると、通常、業務妨害による実損、例えば、業務妨害への対応により人件費がかかったことを証明しなければならず、その証明は、なかなか難しいものがあります。なお、本稿では触れませんが、インターネットの書き込みにより、医療機関（法人）の社会的信用が低下した場合には、このことに対して、医療機関（法人）による損害賠償請求が認められる場合があります。

第4に、事例3の裁判例が述べているように、業務妨害は、刑事事件にもなるということです。業務妨害について、暴力行為や名誉・信用の毀損以外で刑事事件になり得る類型としては、次の犯罪が考えられます。これらの場合には、警察署への通報を積極的に検討しましょう。

（1）脅迫罪（刑法222条）

生命、身体、自由、名誉または財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した場合に成立します（親族に対し害を加える告知を含みます）。事例3の裁判例でも認められています。

（2）強要罪（刑法223条）

（1）の脅迫をして、義務のないことを行わせ、または権利の行使を妨害した場合に成立します。事例3の裁判例でも認められています。ただし、この犯罪は未遂罪も処罰されますので、事例3では、病院長を脅迫した時点で、強要未遂罪が成立しています。したがって、実際に人事異動をする前に、この時点で警察署に連絡することもあり得ました。さらに、その前に臨床工学技士らが脅迫されたタイミングで（1）の脅迫罪が成立していますから、この時点で警察署に連絡することも十分に考えられたといえます。

（3）威力業務妨害罪（刑法234条）

威力を用いて人の業務を妨害した場合に成立します。「威力」とは、人の意思を制圧するような勢力をいい、暴行・脅迫はもちろん、騒音喧噪も含まれます¹⁾。

（4）不退去罪（刑法130条）

退去するように要求したにもかかわらず、退去しなかった場合に成立します。退去要求をしないと成立しませんので、相手に対し「帰ってください」と明確に伝え、警察署に連絡する際にも「『帰ってください』と言っているのに退去しない」と説明してください。

（5）器物損壊罪（刑法261条）

文字通り、物を壊した場合に成立します。

業務妨害への対抗策については、正しく知って手を打てば有効である一方、不適切な手段を講じたり、何も手を打たずにいると、そこにつけ入る隙が生じ、事態が改善しないどころか、むしろ悪化することになりかねません。業務妨害への対抗策について、本稿が少しでも参考になれば幸いです。

【参考文献】

1) 前田雅英 編集代表『条解刑法』第4版（弘文堂、2020）p.718

桑原 博道（仁邦法律事務所 所長）●くわばら ひろみち氏。弁護士、医学博士。東邦大学客員教授。1993年明治大学法学部卒、2011年順天堂大学大学院医学研究科修了。『桑原弁護士の医療トラブル相談Q&A』（日本小児医事出版社）、『医療訴訟のここがポイント』（日経BP、分担執筆）などの著書がある。

西岡 宏晃（仁邦法律事務所）●にしおか ひろてる氏。弁護士。2016年京都大学法学部中退、京都大学法科大学院進学。2018年同大学院修了。2019年弁護士登録、2020年1月より仁邦法律事務所勤務。独立行政法人地域医療機能推進機構南海医療センター 倫理委員会、聖路加国際病院 臨床倫理委員会、日本赤十字社医療センター 臨床研究倫理委員会の外部委員を務める。

連載の紹介

日常診療に生かす医療訴訟の教訓

患者とのトラブルで頭を悩ませないようにするためには、日々の診療で紛争予防を意識した対応をしておくことが欠かせません。本連載では、医療機関側の弁護活動を行う仁邦法律事務所（東京都港区、桑原博道所長）の弁護士が、実際の裁判例も参照しつつポイントを解説します。

⊕ 連載をフォロー

この連載のバックナンバー

暴言、強要…病医院が患者・家族を訴えた3事例

2022/03/09

受付や待合室でのスタッフの会話が元で裁判に

2022/02/09

「標準治療以外の治療」を巡る裁判例の教訓

2022/01/12

「患者には〇〇が説明してくれるから」の落とし穴

2021/12/08

患者に退院・転院を請求できる場合とは

2021/11/10

▶ もっと見る